

# Śāntaraksita 著〈律儀二十註〉について

藤 田 光 寛

## I はじめに

インドにおける大乘の菩薩戒については、無著 (Asaṅga) が説いた〈菩薩地・戒品〉に基づく仕方と、寂天 (Śāntideva) が説いた *Bodhicaryāvatāra* (〈菩提行経〉) や *Śikṣāsamuccaya* (〈大乘集菩薩学論〉) などに基づく仕方とがいくつかのあった流儀のうちの二大系統であること。

チベット大蔵経の仏説部 (Tanjur) の唯識部と中観部には次の大乘の菩薩戒関係のテキストが収められていること：

①唯識部において、「行 (spyod pa) と所学 (bslab bya) を示すもの」は、Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉 (D.No.4081)、Śāntaraksita 著〈律儀二十註〉 (D.No.4082)、Bodhibhadra 著〈菩薩律儀二十難語釈〉 (D.No.4083)、

②中観部において「菩薩の所学 (bslab bya) と行 (spyod pa) を主として示すもの」は、Śāntideva 著 *Śikṣāsamuccaya* (D.Nos.3939,3940) や D. Nos. 3934-3965 と、「三帰と〔大乘の〕発心など (菩薩律儀、懺悔) の儀軌」 (D. Nos.3966-3980) である。そのうち D.Nos.3966-3970 の 5 書は大乘の発心と菩薩律儀 (すなわち大乘戒) に関する儀軌、

そして、上述の Candragomin、Śāntaraksita、Bodhibhadra の著作については、この3人は唯識の見解 (Ita ba, darśana) を持つ人ではないが、チベットではこれらは唯識流と称されていて、その所説も〈菩薩地・戒品〉の章〔の内容〕に一致しているので、チベット大蔵経の瑜伽部のテキスト類のなかに収められている

こととは、既に拙稿<sup>(1)</sup>において論述した。

この3つの著作（Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉、Śāntarakṣita 著〈律儀二十註〉、Bodhibhadra 著〈菩薩律儀二十難語積〉）の校訂テキストを本『紀要』第15号（2002年2月）、pp. (214) - (84)において発表したの、今はこのŚāntarakṣita 著〈律儀二十註〉の和訳を試みて、〈律儀二十註〉の特徴を考察したい。

## II サムイェー（Bsam yas）大僧院と大乘菩薩戒

チベットのラサの東南、ヤルツァンポ河の北岸にサムイェー（Bsam yas）大僧院が位置する（ラサから約165km。ツェタン（Rtse than）へ行く途中にサムイェー行き舟乗り場があり、そこでヤルツァンポ河を舟で対岸に渡り、そこから約8km北にサムイェー大僧院がある）。

サムイェー大僧院はティソン・デツェン（Khri sron lde btsan）王の時代、「タクマルという土地のヘーポリという山麓」に775年から787年まで12年かけて建設された。チベットで最初に建立された大僧院である<sup>(2)</sup>。

この大僧院はインドのパール王朝時代の四大仏教寺院の1つ、初代ゴーパーラ（Gopāla）1世（8世紀中頃）によって建立されたオーダンプリー（Odantapuri）大僧院（現在、インドのビハール州 Nalanda 地区の Uddanḍapura にあるものとされる。未発掘である<sup>(3)</sup>）をモデルにしたと伝えられる。

サムイェー大僧院は直径約300メートルの円形の壁に囲まれており（cakravāla）、仏教の須弥山（Mt. Sumeru）世界観を象徴している。すなわち、中央の Dbu rtse rig sum gtsug lag khañ は須弥山を、東南西北にある4つの院（gliñ）、Tshe dpag med、Āryapāla、Hjam dpal、Byañ chub sems bskyed は須弥山の周囲にある四大部洲（勝身洲、瞻部洲、瞿陀尼洲、俱盧洲）を表している。さらに八小洲（gliñ phran brgyad）を表す8つの小院や月殿、日殿、そして東南西北にそれぞれ緑色、赤色、白色、青色の4のチョルテン（mchod rten）等があり、まさに立体曼陀羅を構成している<sup>(4)</sup>。

このサムイェー大僧院において、インドのナーランダ僧院の長老 Śāntarakṣita（約725-788年頃、Shi ba ḥtsho、寂護；その著作には〈撰真實論〉〈中觀莊嚴頌・註〉〈二諦分別難語積〉などがある）が仏教をチベットの国教としたティソン・デツェン王によってチベットに招かれ、779年には、チベット人の出家者6（7）

人（「試みの6（7）人」）にチベットにおいて最初に小乗（根本説一切有部）の比丘戒（具足戒）を授けたことは有名である<sup>(5)</sup>。これ以降、チベット仏教では比丘戒は根本説一切有部のものを受け、修学するのである。

ただし、Śāntarakṣitaはサムイェー大僧院の東側にある清浄戒院（Rnam dag khriṃs khañ gliñ）において比丘戒（具足戒）を授けただけではなく、サムイェー大僧院の北側にあるトソツ発心院（Dgaḥ ldan sems bskyed gliñ）において「菩薩の発心と〔菩薩の〕律儀」（byañ chub sems dpaḥi sems bskyed dañ sdom pa）（すなわち大乘の菩薩戒であるこの瑜伽戒）を授けた、と伝えられている<sup>(6)</sup>。

Śāntarakṣitaが授けた上述の「菩薩の発心と〔菩薩の〕律儀」とは、大乘菩薩戒の発心と律儀、この場合は大乘の発菩提心の作法と〈菩薩地・戒品〉所説の菩薩戒（すなわち「瑜伽戒」）を説いたものである。

### III Śāntarakṣita 著〈律儀二十註〉の特徴

Śāntarakṣitaには比丘の戒に関係する著作もあつたが<sup>(7)</sup>、Śāntarakṣitaは実修的な菩薩戒本・羯磨本の類書の如き〈律儀二十註〉（Sdom pa ñi śu paḥi ḥgrel pa, Saṃvaraviṃśakavṛtti）を著しているのである。

この〈律儀二十註〉の特徴を前もってまとめると、

(a) Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉の各偈頌を、ほとんど〈戒品〉の本文を引用しつ、菩薩律儀の受戒の方法、受戒の功德、戒を護持する一般的な方法、菩薩律儀を犯した場合の還浄方法、四種の他勝処法、四十四種の違犯、無違犯の状態などに関して解説したものである。

(b) 〈菩薩地・戒品〉所説の九項目（§ 1 自性戒～§ 9 清浄戒）のうち、§ 1 自性戒、§ 3 難行戒～§ 9 清浄戒からの本文の引用が全くない。

(c) § 2 一切戒について説く本文の部分のうち、三聚浄戒（律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒）を説く個所（〈戒品〉本文# 15～# 115）からの引用もない。

(d) § 2 一切戒のうち、受戒作法、受戒の功德、戒を護持する一般的な方法、懺悔法、自誓受戒法、四種の他勝処法、44種（または42種、43種、46種、48種など条数の数え方は種々あり）の違犯、無違犯の状態に関する〈菩薩地・戒品〉本文の文章をほぼそのままの形で引用して、〈律儀二十〉の各偈頌の解説としている。言わば〈菩薩地・戒品〉にもとづいた〈菩薩戒本〉と〈菩薩戒羯磨文〉の如きものに相当する。

(e) ただ、Śāntarakṣita 自身の説明も若干、挿入されている。この若干の付加部分は、Śāntarakṣita がチベット人に菩薩律儀を授けたり講義した際の説明に当たるとも知れない、と推論<sup>(8)</sup>されている。

次に、Śāntarakṣita によるこの若干の付加部分（校訂テキストにおける傍線箇所）等を和訳しながら、〈律儀二十註〉の内容と上述の特徴を窺いたい。

#### IV Śāntarakṣita 著〈律儀二十註〉<sup>(9)</sup>の内容

インド語で *Samvaraviṃśikavṛtti*

チベット語で *Sdom pa ni su paḥi ḥgrel pa*

（二十の〔偈を有する〕律儀の注釈）

残余なき総ての律儀（*sdom pa*、*saṃvara*）の海を究竟とする、親愛なる御言葉がおありになるお方（*Mañjuśvara* または *Mañjuḥoṣa*）に対し帰命して、〈律儀の中で最勝なる二十の〔偈を有するもの〕〉を明らかに注釈しましょう。

〔§ 1 菩薩の律儀を受ける儀軌〕

- （第1偈）仏（*saṅs rgyas*、*buddha*）と仏子（菩薩）を、うやうやしく礼拝し、能力にしたがって（*ci nus*）供養する。すべての方角（*phyogs*）と〔三世（*dus*）においてになる菩薩たちの規則（*khirms*、*kriyākāra*）〔を〕
- （第2偈）（即ち）すべての福德の蔵（*gter*、*nidhāna*）たるもの、それを、すぐれた意樂（*bsam pa*、*āsaya*）をもって、律儀に安住して有智（*mkhas*、*vijña*）にして能力（*nus*）のある師（*bla ma*、*guru*）から、受けるべきである。

と〔〈律儀二十〉において〕言われたこれ（第1偈、第2偈）によって、菩薩の律儀を受ける方法（*cho ga*）が示された。〈菩薩地〉において以下のように出ているからである。

以下において〈戒品〉本文の#116～#123<sup>(10)</sup>（菩薩の戒律儀を受ける方法を説く）と#134～#142（戒を授ける師 *guru* の性質、戒を聴く人の選択、受戒者の観察を説く）、#129～#131（授戒が終わった後の供養の方法、大乘戒・小乗戒の特性の区別を説く）が順に引用される。

## 〔§ 2 受戒の功德〕

更にまた、これらの功德があるのであって、(すなわち)

(第3偈) その時、善の〔増大の〕ために、勝者 (jina, rgyal ba、仏) とその御子息 (菩薩) たちは、善意 (dge baḥi thugs) によって、いつでも、彼 (受者) をかわいい息子の如く憶念するものとなる。

以下において、〈戒品〉本文の#124～#128 (授戒の利点を説く) と#132～#133 (菩薩の戒律儀を護持する要義を説く) が引用される。

## 〔§ 3 戒を護持する一般的な方法〕

そこで、〔菩薩が〕なすに相応しいことと、なすに相応しくないこと、それを要約して〔第4偈において〕説かれた。

(第4偈) 他の人たちと自分のどちらにとっても、たとえ苦 (sdug bsñal, dukkha) であっても、〔未来において〕利益 (phan pa, hita) となることと、利益かつ安楽 (bde ba, sukha) となることがなされるべきである。〔当座は〕安楽であっても、〔未来において〕無利益となることはなされるべきでない。

(この第4偈の説明には〈戒品〉本文を引用せず、以下のような解説がなされる。)

そのうち、利益とは未来における利益である。安楽とは安楽を感受することである。

安楽となることがなされるべきであると言うことを一般に釈説したが、これを説明すると、たとえ苦であっても、何かを為したならば正に利益となる場合には〔それを〕為すべきである。例えば、非難の対象を受用することから禁止したならば苦となることの如くである。それは、にがい薬が、病人である自分に利益であると知らない人たちにとってたとえ不快 (gnod) であっても、それ (にがい薬) は、不快となるものが展転伝来して〔その〕対治となるものとなり、未来において利益となるのである。

それ故に、悲愍 (sñin rje、あわれみ) を持つ者たちによって正になされるに相応しいことである。

安楽であることでも、未来において加害となる原因であるから、未来における不利益は、例えば、非難の対象を受用する安楽に関しては、当座の感受・安楽をただ味わうだけに尽きるのである。それは、当座の楽しさ (ñams dgaḥ ba) であ

るとしても、多くの苦が増えるであろう。例えば、稲穀 (*ḥbras sā lu*、*sāli*) の粥が毒と混ざった如しである。

それ故に、悲愍 (*sñin rje*、あわれみ) を持つ者たちによって正になされるに相応しくない。

〔§ 4 他勝処法〕

そこで、戒律儀 (*tshul khrims kyi sdom pa*、*śila-saṃvara*) を保つ菩薩にとって、四の他勝処法 (*pham paḥi gnas lta bur gyur paḥi chos*) がある。それらを示さんがために、

(第5偈) 激しい(上品の) 煩惱から生じたものによって、律儀 (*sdom pa*、*saṃvara*) が消滅するようになる、その4種の過失 (*ñes pa*) は、他勝処を意味するのである。

と言うこれが〔第5偈において〕説かれた。

以下において、〈戒品〉本文の#148～#150 (他勝処法を犯した場合の過失、小品・中品・大品のまとい (*kun nas dkris pa*、*pariyavasthāna*、纏) による他勝処法の違反について説く) と#153 (戒律儀を捨てたようになる2つの原因について説く) が引用される。

そこ (#153) で、菩提心を捨てることによって菩薩の戒律儀を捨てたようになることについては、根本因 (*gtso bo*) を捨てたからであって、仏 (*saṅs rgyas*) を捨てることによって律儀を捨てたが如し。

しからは、ここにおいても、それを捨てることによって律儀が損なわれる原因となることを、何故に釈説しないのか? 理解しやすいから釈説しない。根本因を示したことにおいて、他勝処法が示されたから、再び釈説しない。

(このように#153に若干の解説をしてから) 以下において、〈戒品〉本文の#154～#155 (死後に再生しても無上正等菩提に対する願を捨てず、又、他勝処法を大品のまとい (纏) によって犯さないならば、菩薩の受けた戒律儀を捨てることにはならないことと、再生して菩薩戒を失念した場合でも、善知識に会って、記憶を回復するために再三受戒するが、新しく受戒することにはならないこととを説く) が引用される。

## 〔§ 5 他勝処法四種〕

それら4の違犯 (*nes pa*, *āpatti*) も何かと言うならば、

(第6偈) ①〔衣食などの〕利得 (*rñed pa*, *lābha*) と尊敬 (*bkur sti*, *satkāra*) とに執着・貪求することによって、自分をほめたたえ、他の人を誇る。

②苦しみ依怙 (*mgon*, *nātha*) なき者〔かつ法と財を求めてやって来た者〕に対して、りんしょく (*ser sna*, *mātsarya*) の故に、法と財とを〔あるにもかかわらず〕与えない。

(第7偈) ③他の人が懺悔しても聞きいれず、怒って他の人を打ち傷つけあなどる。

④大乘 (即ち菩薩の経論など) を捨てて、正法に似たもの (似て非なる大乘の法) を教示する。

以下において、〈戒品〉本文の#144～#147 (四種の他勝処法、すなわち自讚毀他<sup>(1)</sup>と慳財法、忿纏、建立像似正法の具体的内容を説く) が引用される。

## 〔§ 6 戒を犯した場合の還淨する方法〕

さて、これを考察すべきであって、もし、菩薩が他勝処 (*pham paḥi gnas lta bu*) を一度犯すことによって菩薩の戒律儀を捨てたようになることが、例えば、比丘が別解脱律儀 (*so sor thar paḥi sdom pa*) の中の波羅夷法 (*pham paḥ chos*) を犯した如くとなるならば、それ (菩薩戒) を菩薩が〔菩薩戒を〕受けたことによって、彼は、このように、比丘が別解脱律儀の中の波羅夷法 (*pham paḥi chos*) を犯した如く、正に現世において〔その菩薩戒を再び〕受けるべき可能性 (*skal ba*) が無いのであるか? と言うならば、そうでは無いのであって(〈戒品〉本文#151、#152の内容をふまえた上でこのように説いている)、

(第8偈 a)〔大品の纏によって犯した場合は〕律儀を再び受けるべきだ。

と言うことが〔第8偈 aにおいて〕説かれた。

そのように、先に (先述した#116～#123において) 説かれた方法に従って、律儀を再び受けるべきだ。あるいは、他の方便 (#314「自誓受戒」) もあり、それによって受けるべきである。すなわち、〈菩薩地〉において、

（「自誓受戒」を説く〈戒品〉本文#314が引用される）

と〈菩薩地〉に出ている。

最初もそのような人（授者）がいなくなったならば、そのように〔菩薩戒を〕受けるべきだ。

上品の煩惱から犯した違犯から再び元に復帰する方法を釈説したものが、それ（第8偈a）である。

中品の煩惱から犯した違犯はどのようになすべきか、と言うならば、（第8偈b）中品の漏（zag pa, āsrava）〔による違犯〕は3人に懺悔すると言うことが〔第8偈bにおいて〕説かれた。

もしも菩薩が中品の纏（煩惱というまとわり）によって他勝処法を犯したならば、それは悪作（ñes byas, duṣkṛta）の過失（ñes pa, āpatti）であって、彼は、声聞乗の人または菩薩乗の人のいずれであっても、3人またはそれ以上の人のいずれでも彼の言葉を了解し理解できる人に対して、懺悔すべきである。

（〈戒品〉本文の#310の一部「現前にすわって、先ず最初に〔犯した〕事柄を話して、“具寿（āyusmat, tshe dan ldan pa）よ、憶念して下さい。我某甲は、すでに述べた如き事柄において、菩薩の律（vinaya, ḥdul ba）に違越した悪作罪（duṣkṛta<sup>o</sup>āpatti, ñes byas kyi non's pa）におちいりました”と語るべきである」が引用される。）

彼らは具寿たちに対して、自分で懺悔し告白して隠さない。懺悔し告白することによって、自分は安楽（bde ba, sukha）に住するようになるけれども、懺悔せず告白しないならば、安楽に住するようにならない。

「あなたはこれらを過失と見たか？」と問われれば、「見た」と言うべきである。

「今後も律儀を保つか？」と問われれば、「如法に如律に、非常によく恭しく〔私は律儀を〕受けます」と、そのように2度、3度、言うべきである。

もしも、小品の纏（煩惱というまとわり）によって、他勝処法を犯したならば、彼はどのようになすべきか？ と言うならば、

（第8偈c）1人の現前でも残余のもの（小品の漏による違犯）〔と〕と言うことが〔第8偈cにおいて〕述べられた。

残余のものとは小品の漏（zag pa, āsrava）によって犯された悪作（ñes byas, duṣkṛta）であって、正に悪作に属するものである。



それらは一人の現前で懺悔すべきである。前に説いた如く、犯した事柄 (*dños po*) を言ってから、「具寿よ、存念して下さい。我某甲は云々」が言われるべきである（これは〈戒品〉本文から直接の引用ではないが、#311に基づく説明である）。

それから、後述の「三宝の供養をなさなかった」等の悪作に属する染汚 (*ñon moñs pa can, kliṣṭa*) ・非染汚の過失に対して、どのようになすべきか？ と言うならば、

(第8偈d) 染汚 (*ñon moñs*) ・非染汚〔の違犯〕とは〔懺悔し、もし如法の人がいない場合には〕自分の心において〔する〕如く、〔懺悔する〕と言うことが〔第8偈dにおいて〕述べられた。

「一人の現前においても、懺悔すべきである」と言うことと関連する。自分が自らの心において如実になることが、自分の心において〔する〕如くである。

例えば、適切な人がいないならば、自分の心の現前において懺悔すべきであって、〔すなわち〕全く愧 (*khrel yod pa, vyapatrāpya*) と慚 (*ño tsha ses pa, hri*)、柔和 (*dul ba*)、寂靜 (*shi ba*)、今後は犯さないという意向とを持ち、自分の心を覚知して (*dpañ du gyur par byas la*) 懺悔すべきであることの如く、一人の人の現前においても懺悔すべきである、という意味である（これは〈戒品〉本文から直接の引用ではないが、#312に基づく説明である）。

自分の心の如くと言う例が示されたことによっても、犯した過失から元に回復する他の方便が釈説されたのである。

菩薩蔵の本母（〈菩薩地戒品〉本文）においても、

ある人の現前で懺悔すべきそのような適切な比丘 (*dge sloñ*) がいなくても、菩薩は、心から“以後は犯さない”という心をおこして、以後も律儀を保持すべきである（これは〈戒品〉本文#312の引用である。ただし、上述の“適切な比丘”は、〈戒品〉本文では比丘でも菩薩でもよい）。

そのようになしたならば、彼はその過失から清浄であると知るべきである（これは〈戒品〉本文#313に基づく説明である）。

この方法については、先に釈説した中品・小品の漏から生じた〔過失〕においても知るべきである。

〔§ 7 四十四種の違犯〕

それら染汚・非染汚の違犯は何であるか？という質問に対して、それらを詳しくまさに示さんとして、

（第9偈 a）〔仏・法・僧の〕三宝を〔身・語・意の〕三でもって供養しないと〔第9偈 a が〕述べられた。

ここで第1条（三宝に依りて違越過を明かす）に相当する〈戒品〉本文の #157が引用される。

（第9偈 b）欲望の心（*ḥdod paḥi sems*）に随順する。

違犯（*ñes pa, āpatti*）と言われるもの一切に関連させるべきであり、それら一切はまた悪作（*ñes byas, duṣkṛta*）である。それ故、菩薩の律儀において、2種類に尽きる違犯が生じるのであり、他勝処法に属するものと悪作法に属するものとである。比丘の律儀には5種類の違犯が生じるが、〔菩薩の律儀は〕そのようではないのである。

以下に第2条（利養等に依りて違犯過を明かす）に相当する〈戒品〉本文の #159～#160が引用される。

（第9偈 c, d）年をとった人（*rgan pa, vṛddha*）たちに対して尊敬せず、〔安否などを〕尋ねてきた人に対して返答（*lan*）しない。

ここで第3条（耆長等に依りて違犯過を明かす）に相当する〈戒品〉本文の #161～#168が引用される。

（第10偈 a）〔他の人による〕もてなし（招待）を受けいれない〔拒否する〕。

第4条（不受他飲食衣服等に依りて違犯過を明かす）に相当する〈戒品〉本文の #169が引用される。

そして、「もしも慢心（*na rgyal, māna*）に圧倒されず、嫌恨（*kun nas mmar sems, āghāta*）を持たず、いかり（*khon khro ba, pratigha*）の心を持たずとも」

（と解説を加えてから）〈戒品〉本文の #170～#174が引用される。

（第10偈 b）〔与えられた〕金（*gser, jātarūpa*）〔銀、マニ、真珠〕など〔の財物〕を受け取らない。

第5条（不受他末尼等に依りて違犯法を明かす）に相当する〈戒品〉本文の

#175～#179が引用される。

(第10偈 c) 求法者に法を与えない。

第6条(不施他法に依りて違犯法を明かす)に相当する〈戒品〉本文の#180～#183が引用される。

(第10偈 d) 戒を犯した者たち(tshul khrimis ḥchal rnams)を捨てて顧みず〔利益・安楽に住せしめない〕。

第7条(棄捨犯戒有情不作饒益に依りて違犯法を明かす)に相当する〈戒品〉本文の#184～#188が引用される。

(第11偈 a, b) 他人を淨信させるために〔制定され声聞等の所学(bslab pa、siksā)を〕学ばず、有情利益に関して少業(bya ba chuñ、alpa-krtya、なすべきことが少ない)である。

第8条(不与声聞等同学少事等に依りて違犯法を明かす)に相当する〈戒品〉本文の#189～#193が引用され、#194の引用の途中で、

「比丘が、親族ではない(*ñe dur mi ḥon ba, ājñātika*)居士(*khyim bdag, gr̥hapati*)かまたは居士の妻の所に行きて、衣服を乞うならば、捨墮(*span bahi ttuñ byed, naiḥsargika°pāyattika°*)であると言うこと等の学処(*bslab paḥi gshi, siksāpada*)は、2つの律儀(即ち声聞の律儀と菩薩の律儀)を保持する者が、利他を捨てて自利に専心することである、と知るべきである。」

という解説を挿入してのち、#194の途中から#195までが引用される。

(第11偈 c) 憐愍(*sñiñ brtse, anukampā*)をもっているならば、〔殺生、偷盜、非梵行、妄語、離間語、龜語、綺語の如き性罪の行為を善巧方便としておこなっても〕不善ではない。

第9条(諸性罪少分不現行無有違犯に依りて学処法を明かす)に相当する〈戒品〉本文の#196～#205が引用される。

(第11偈 d) 邪な生活(邪命法)を樂しむ〔捨てず、恥じない〕。

第10条(邪命法に依りて違犯学処を明かす)に相当する〈戒品〉本文の#206～#207が引用される。

（第12偈 a）心が躁いで動揺し、軽躁である〔不寂静なる心をもってたわむれ、かまびすしい声を出す〕こと等。

第11条（心不寂静に依りて学処を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#208～#210が引用される。

（第12偈 b）もっぱら一途に輪廻（ḥkhor ba, saṃsāra）に行くことを考える。

第12条（厭背涅槃随順煩惱に依りて違犯学処を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#211～#212が引用される。

（第12偈 c）〔自分の信用を失う言葉となるところの〕悪い評判（悪評）を〔取得して〕捨てない。

第13条（不護譏嫌戒に依りて学処を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#213～#214が引用される。

（第12偈 d）煩惱を有する者を〔きびしく、かつ、愛情あるやり方によって〕も、改め直させず〔過犯を顕現させる〕。

第14条（不行辛楚加行撰利有情に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#215～#216が引用される。

（第13偈 a）罵られれば、逆に罵りかえすこと等。

第15条（四沙門法に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#217が引用される。

（第13偈 b）怒った人たちを捨ててかえりみない。

第16条（不如理謝過に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#218～#221が引用される。

（第13偈 c）他の人による悔謝を、捨てて聞きいれない。

第17条（不受悔謝に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#222～#225が引用される。

（第13偈 d）〔他の人に対する〕忿（いきどおり）の心に随順する〔それを堅持

して捨てない]。

第18条（合恨に依りて学処を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#226～#227が引用される。

（第14偈 a）仕えられること（bsñen bkur、paricaryā）を欲するが故に、〔愛染心をもって〕大衆に受け入れる〔教え導く〕。

第19条（以愛染心摂受徒衆に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#228～#229が引用される。

（第14偈 b）怠惰など〔怠慢、睡眠、臥床、倚臥の安楽〕を、〔不適當な時に、その量をわきまえず、獲得して耽り〕除去しない。

第20条（貪著睡楽等に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#230～#231が引用される。

（第14偈 c）染汚〔心〕をもって無意味な話に依る。

第21条（談説世事に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#232～#234が引用される。

（第14偈 d）三昧（samādhi）のために、〔善友の教授（gdams ñag、avavāda）を〕請い求めない。

第22条（不求教授に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#235～#237が引用される。

（第15偈 a）静慮（dhyāna）の障害となる五蓋（nivarāṇa）〔即ち貪欲、瞋恚、昏沈睡眠、掉挙悪作、疑〕を耽溺して捨てない。

第23条（不除五蓋に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#238～#240が引用される。

（第15偈 b）静慮（dhyāna）の安楽（bde ba、sukha）を味わい、それを功德（yontan、guṇa）とみる。

第24条（貪静慮味に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#241～#242が引用される。

（第15偈 c）声聞乗を〔声聞乗に相應する法を聞き学び受持する必要がないと  
言って〕捨てさせる。

第25条（捨声聞乗相應教法に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の  
# 243～# 244が引用される。

（第15偈 d）〔菩薩は〕自分の〔大乘の〕理趣（即ち菩薩藏）があるにもかかわらず、〔菩薩藏ではなくて〕それ（即ち声聞藏）の修学に励む。

第26条（捨菩薩藏に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 245が  
引用される。

（第16偈 a）〔仏の教言があるのに〕修学せず、世俗の經典〔や外道（tīrthika）  
の論〕の修学に努める。

第27条（修学外論に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 246～  
# 247が引用される。

（第16偈 b）〔世俗の經典や外道の論を〕修学しても、〔苦い薬に親近する如くに  
なさず〕それ（即ち世俗の經典や外道の論）を楽しみ喜ぶ。

第28条（味著外論に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 248が  
引用される。

（第16偈 c）大乘〔の菩薩藏〕を謗り捨てる。

第29条（謗菩薩藏に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 249～  
# 252が引用される。

（第16偈 d）自分をほめたたえ、他の人を謗る。

第30条（以染愛心及恚心自讚毀他に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉  
本文の# 253～# 255が引用される。

（第17偈 a）説法などを聞くために行かない。

第31条（不往聴法に依りて学処相を立つ）に相当する# 256～# 261が引用され  
る。

(第17偈 b) かれ〔即ち説法者〕を誇り〔輕蔑して尊敬せず〕、〔その説法の意味をではなくて〕文字をよりどころとする。

第32条（輕毀説法人に依りて学処を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#262が引用される。

(第17偈 c) 〔他の有情のために〕必要な援助に行かない。

第33条（所応作事不作助伴に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#263～#266が引用される。

(第17偈 d) 病人に対する看病・奉仕を捨てる。

第34条（不供病人に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#267～#271が引用される。

(第18偈 a) (苦しんでいる人の) 苦しみを除去しようとしなない。

第35条（不救苦有情に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#272が引用される。

(第18偈 b) 放逸なる者に正理を教示しない。

第36条（不摂化広行非如理有情に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#273～#276が引用される。

(第18偈 c) なされた恩恵に対して恩返しをしない。

第37条（不報恩に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の#277～#279が引用される。

(第18偈 d) 他の人の〔親戚や財産に関する〕憂いを〔消滅させず〕除去しない。

第38条（不解愁悩に依りて学処相を立つ）に相当する#280～#282が引用される。

(第19偈 a) 〔食物や衣服をはじめとする資具や〕財物を欲して求める人に〔それらを〕与えない。

第39条（懷嫌恨等心不給施飲食等に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉

本文の# 283～# 285が引用される。

**（第19偈 b）** 大衆のために利益をなさない。

第40条（不如法与教授教誡求衣服等物摂受置乏徒衆に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 286～# 289が引用される。

**（第19偈 c）** 他の人の心に随って転じ為さない。

第41条（不隨他心転に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 290～# 293が引用される。

**（第19偈 d）** [他の人たちに、真実の戒・聞・捨施等に関する真実の] 功德・讚歎を言わない。

第42条（不讚他実徳等に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 294～# 297が引用される。

**（第20偈 a）** 縁に応じて適正に弾訶しない。

第43条（不訶責等に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 298～# 301が引用される。

**（第20偈 b）** 神通で脅かすこと等をなさない。

第44条（不現神力摂化有情に依りて学処相を立つ）に相当する〈戒品〉本文の# 302～# 304が引用される。

「そのように、菩薩戒律儀を保持した菩薩にとって、違犯 (*nēs pa, āpatti*) となるものや無違犯となるもの、[その違犯には] 染汚 (*ñon moṅs pa can, kliṣṭa*) と非染汚、小品 (*chuñ n, mṛdu*) と中品 (*hbrin, madhya*) と上品 (*chen po, adhimātra*) もあると知られるべきである。」

〈戒品〉本文の# 156に基づいたこの解説が挿入されてのち、〈戒品〉本文の# 306が引用される

[§ 8 無違犯の状態]

(〈戒品〉本文の# 315～# 316が引用されたのち)



まさにそのことを示さんがために、  
 (第20偈 c、d) 悲愍をもち、〔有情を〕愛憐することにより、及び、善なる心〔で  
 なす場合〕には、無違犯である  
 と言うこれが釈説された。

私が獲得するところの〈律儀二十註〉を作った功德によって、一切の衆生は愚癡 (*gti mug, moha*) というすべての眼の病 (*rab rib*) が除去されて、マンジュシュリー (*Mañjuśrīkumāra*) 仏の継承者 (*gdun ḥtshob*) よ、有情の利益のための行為を努めて、善なる宝物 (*gter*) を集めつつ、学処 (*bslab pa*) の海の完成になりますように。

*Śāntarakṣita* がお作りになった〈律儀二十註〉が終わる。

インドの *Mkhan po Vidyākaraśimha* と大校閲翻訳官 *Mañjuśrivarman* が翻訳し校正して決めた。

## V おわりに

以上のように、〈戒品〉所説の菩薩戒 (即ち瑜伽戒) を授ける菩薩 (*Mkhan po Bodhisattva*) たる *Śāntarakṣita* が著した〈律儀二十註〉は、

〈菩薩地・戒品〉で説かれる § 2 一切戒のうち、受戒作法、受戒の功德、戒を護持する一般的な方法、懺悔法、自誓受戒法、4種の他勝処法、44種の違犯、無違犯の状態に関する〈菩薩地・戒品〉本文の文章をほぼそのままの形で引用して、〈律儀二十〉の各偈頌の解説としている。

§ 2 一切戒について説く〈菩薩地・戒品〉本文の部分のうち、前半の三聚淨戒 (律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒) を説く個所 (〈戒品〉本文 #15~#115) からの引用は無く、三聚淨戒については解説しない。

*Śāntarakṣita* 自身の説明は、和訳・解説した前記の「IV *Śāntarakṣita* 著〈律儀二十註〉の内容」において、イタリック体で示した部分である。特に次の4点の特徴が *Śāntarakṣita* 自身の解説に見られる。すなわち、

- i 〈律儀二十〉の第4偈 (菩薩のなすに相應しい事と相應しくない事) に関しては、〈戒品〉本文を引用することなく、*Śāntarakṣita* 自身の言葉で解説している。
- ii 〈律儀二十〉第5偈について、大品の纏 (煩惱というまとい) によって他勝

処法を犯す場合は菩薩律儀を捨てたようになることに関連して、菩提心を捨てるならば同じく菩薩律儀を捨てたようになることを強調する。

iii 〈律儀二十〉第8偈に関しては、戒を犯した場合の回復の方法（再受、懺悔、自誓受など）を〈戒品〉本文を引用しながら、Śāntarakṣita 自身が説明を加えている。

iv 四十四種の違犯に関しては、〈律儀二十〉第9偈bののち、比丘の律儀とは異なり、菩薩の律儀には違犯は2種類（他勝処法に属するものと悪作法に属するもの）であることを述べる。また、〈律儀二十〉第11偈a、bに対しては、比丘に衣服等の不正所得を禁じた捨墮法は、声聞の律儀と菩薩の律儀の両方を保持する者にとっては、利他を捨てて自利に専心することである、と Śāntarakṣita が解説する。

このような Śāntarakṣita 自身による解説部分は、Śāntarakṣita がチベット人に菩薩律儀を授けたり講義した際の説明に当たるかも知れない、と M. Tatz 氏は推論している。

従って、Śāntarakṣita 著〈律儀二十註〉は、言わば〈菩薩地・戒品〉にもとづいた〈菩薩戒本〉と〈菩薩戒羯磨文〉の如きものに相当するのである。

## 注

- (1) 拙稿「インド・チベット仏教における大乘の菩薩戒—無著流と寂天流—」『密教学研究』33（2001年）pp.1-17を参照。
- (2) 山口瑞鳳『チベット（下）』（東京大学出版会、1988）p.332。
- (3) 拙稿「パーラ王朝の諸王が建立した四大仏教寺院」『高野山大学密教文化研究所紀要』6（1993年）、pp.(216)-(200)参照。
- (4) サムイェー大僧院内の諸院は、G. Tucci, *Minor Buddhist Texts*, Part I & II (repr. 京都：臨川書店、1978) pp.336-338 [26]-[28] や、G. Tucci, "Symbolism of the Temples of bSam yas," *East and West*, Vol.6, n.4 (1956), pp.279-281, G. Tucci, *To Lhasa and Beyond* (Roma 1956) pp.119-122, Per K. Sorensen, *Tibetan Buddhist Historiography, The Mirror Illuminating the Royal Genealogies* (Harrassowitz Verlag 1994) p.384, Keith Dowman, *The Power-Places of Central Tibet: The Pilgrim's Guide* (London & New York: Routledge & Kegan Paul, 1988) pp.216-225などを参照。ユーゴスラヴィアレビュー社、中国上海人民美術出版社共編『チベット』（東京：ベースボールマガジン社、1982）の図188は、サムイェー大僧院の諸院を描いた壁画である。サムイェー大僧院は文化大革命（1965-76年）の時代にその一部が破壊され、現在も修復中と聞く。これら諸院の位置、構造などの詳しい調査は今後に待たれている。

サムイェー大僧院については、1995年4月に調査した中村菊之進氏（農学博士）、2002年11月に調査した川越英真氏（東北福祉大学）からその現状と現存する「発菩提心院」の写真の提供を受けた。両氏に感謝の意を表します。

- (5) その年は779年とされる（山口瑞鳳「吐蕃王国仏教史年代考」、『成田山仏教研究所紀要』3、1978）。

- (6) プトン著〈瑜伽タントラの海に入る船〉東北蔵外 No.5140、68a7。

また、Śāntarakṣita は Bodhisattva（菩薩）と呼ばれたが、プトンは Śāntarakṣita を (a) Slob dpon Bodhisattva（清弁の中観 svātantrika 派の系譜につらなり、瑜伽行中の法を説く出家の菩薩）と (b) Mkhan po Bodhisattva（大乘の瑜伽戒を受ける菩薩）とに区別していて、〈戒品〉の発心と菩薩戒（すなわち瑜伽戒）を受ける菩薩たる Śāntarakṣita を Mkhan po Bodhisattva と言っている。

これら、Śāntarakṣita がサムイェー大僧院のトソツ発心院において大乘の菩薩戒である瑜伽戒を受けたことと、瑜伽戒を受ける菩薩としての Śāntarakṣita が Mkhan po Bodhisattva と呼ばれたこととを、このプトン著〈瑜伽タントラの海に入る船〉に基づいて、最初に指摘し論証したのは羽田野伯猷博士である：羽田野伯猷「瑜伽行派の菩薩戒をめぐる」（『鈴木学術財団研究年報』14（1977年）；後に『チベット・インド学集成Ⅳ』京都：法蔵館、1988年、pp.163-176に再録）。この羽田野論文では、インド僧カマラシーラ（Kamalaśīla）と中国人の僧マハーヤーナ（摩訶衍）との論争、つまり「サムイェーの宗論」（792-794年）における漸悟・頓悟の問題の焦点の一つがこの大乘戒（bodhisattva-saṃvara）にあったことを論じている。チベット仏教の基底は漸悟であるからである。Cf. G. Tucci, *Minor Buddhist Texts*, Part I & II, p.409[99]。

- (7) 芳村目録：芳村修基「デンカルマ目録の研究」（『インド大乘仏教思想の研究』、京都：百華苑、1974）、no.512；Lalou 目録：M. Lalou, “Les textes bouddhiques au temps du Roi Khri-sroñ-lde-bcan”, *Journal Asiatique*, CCXLI (1953), pp.313-353, no.512；比丘の軌則（dge sloñ gi tshul）、Śāntarakṣita 御作（Mkhan po Bodhisattva mdsad pa）、50 śloka。

- (8) M. Tatz, *Difficult Beginnings, Three Works on the Bodhisattva* (Shambhala Publications, 1985) pp.13-14。

- (9) デルゲ版（東北目録No.4082）、北京版（大谷目録No.5583）、チヨネ版 LMpj 020 060 (IASWR, New York) Vol.59 (Hi帙) 168a4-185b1、ナルタン版 壬生目録 No.3574、The Golden Manuscript Tanjur 三宅目録 No.3582；拙稿「Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉とその注釈書2種—校訂テキスト—」『高野山大学密教文化研究所紀要』第15号のpp.(9)-(51)に該当する。

- (10) 〈菩薩地・戒品〉の本文は、羽田野伯猷編『瑜伽師地論菩薩地（戒品）』第二輯 第一分冊（法蔵館、平成5）の〈菩薩地・戒品〉を依用した。例えば#116とは、このテキストの文章番号のナンバー116を意味する。

- (11) 以下、各条項の名称は、羽田野伯猷編『瑜伽師地論菩薩地（戒品）』、XIX-IVXVIII、古坂紘一教授（大阪教育大学）が整理して作成した法成〈瑜伽論分門記〉の表に基づく。

〈キーワード〉 菩薩戒、律儀二十註、シャーンタラクシタ、サムイェー大僧院